

Disclosure Report 2007



 株式会社コムテックス

会 社 概 要

(2007 年度版)

大阪市西区阿波座 1 丁目 10 番 14 号

株式会社 コムテックス

代表取締役 小 椋 洋

【はじめに】

本書は、日本商品先物取引協会の「ディスクロージャー項目記載要領」に基づき、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株式会社 コムテックス
代表者名	代表取締役社長 小 椋 洋
所在地	大阪府大阪市西区阿波座1丁目10番14号
電話番号	06-6543-2118 (代)

② 会社の沿革

年 月	事 項
昭和30年 4月	大阪市西区において、資本金150万円で商品仲買人（現 商品取引員）業務を目的とする株式会社山三商會を設立。大阪穀物取引所に商品仲買人として登録する。
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による商品仲買人登録制から商品取引員許可制への変更に伴い、農林大臣（現 農林水産大臣）より商品取引員の許可を受ける。
昭和52年 7月	昭和50年の商品取引所法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、農林水産大臣より商品取引員の許可の更新を受ける。
昭和57年 3月	米国に駐在代理人を置く。
昭和59年 1月	大阪市西区に大阪支店を開設。
昭和60年 5月	広島市中区に広島支店を開設。
昭和60年 6月	東京穀物商品取引所の商品取引員として許可を受ける。
昭和60年 9月	東京都中央区に東京支店を開設。
昭和61年 2月	大阪繊維取引所（現 中部大阪商品取引所）綿糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和61年11月	東京砂糖取引所（現 東京穀物商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	神戸ゴム取引所（現 中部大阪商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 6月	大阪繊維取引所（現 中部大阪商品取引所）毛糸市場の商品取引員として許可を受ける。
平成元年12月	東京都渋谷区に渋谷支店を開設。
平成 3年 9月	東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 6年 4月	日本商品ファンド業協会（現 社団法人日本商品投資販売業協会）賛助会員となる。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所（現 中部大阪商品取引所）天然ゴム指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 5月	関門商品取引所（現 関西商品取引所）農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 6月	福岡市博多区に福岡支店を開設。
平成 7年11月	株式会社コムテックスに商号変更。
平成 9年 3月	資本金を12億4,500万円に増資。
平成 9年 4月	東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。

年 月	事 項
平成 9年11月	名古屋市中区に名古屋支店を開設。
平成10年 1月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業者協議法人としての許可を受ける。
平成10年 2月	社団法人日本商品投資販売業協会正会員となる。
平成10年 7月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年10月	インターネットホームトレード「コンパス」（現在の名称は「トレードワン」）を開始。
平成11年 6月	東京工業品取引所石油市場における商品取引員として許可を受ける。
平成12年 3月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）毛糸市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止。
平成12年 5月	東京支店を東京都中央区八重洲に移転し、東京本部に改称。
平成13年 1月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）綿糸市場の受託業務を廃止。
平成13年 8月	中部商品取引所（現 中部大阪商品取引所）石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 6月	関西商品取引所水産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 8月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）ニッケル市場の商品取引員として許可を受ける。
平成17年 3月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得する。
平成17年 4月	クリアリングハウス制度の導入に伴い、株式会社日本商品清算機構における清算資格を取得する。
平成17年 5月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入する。
平成17年 9月	資本金を15億円に増資。
平成18年 9月	名古屋支店を廃止。
平成18年12月	広島支店を廃止。

③ 会社の目的

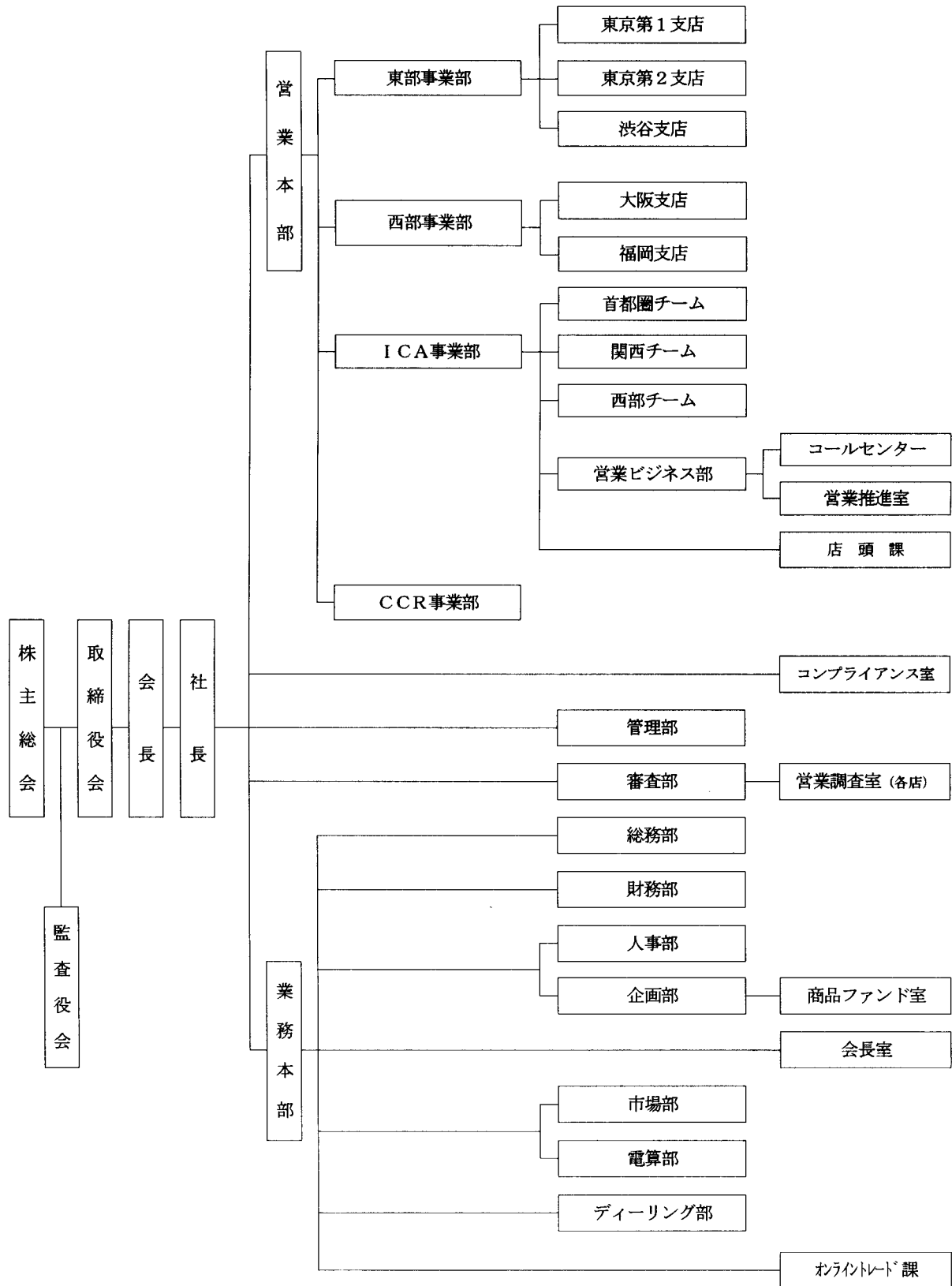
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び売買取引の受託業務。
2. 商品取引所法第2条第4項第1号及び第2号の商品に係る国内及び海外における売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び投資。
3. 貴金属製品、宝石及び装身具の販売。
4. 上記各号の物資の輸出入、加工、輸送並びに保管。
5. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業。
6. 不動産の所有、売買、賃貸借、仲介及び管理。
7. 有価証券の所有、投資及び管理。
8. 外国為替取引。
9. 金融先物取引法に基づく金融先物取引業。
10. 上記各号に附帯する一切の業務。

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。業務の主な内容は以下のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令「16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」）

取引所名	市場名	上場商品名
東京穀物商品取引所	農産物	小豆、一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆オプション、とうもろこしオプション、生糸、野菜
	砂糖	粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所	貴金属	金、銀、白金、パラジウム、金先物オプション
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	ゴム（RSS3号）
	石油	ガソリン、灯油、軽油、原油
中部大阪商品取引所	石油	ガソリン、灯油、軽油
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	ゴム（RSS3号、TSR20）
	天然ゴム指数	天然ゴム指数
関西商品取引所	ニッケル	ニッケル
	農産物	小豆、IOM一般大豆、NON-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、プロイラー
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数、コーヒー指数
	水産物	冷凍えび

- (注) 1. 横浜商品取引所は、平成18年4月3日付けをもって東京穀物商品取引所と合併いたしました。
 2. 福岡商品取引所は、平成18年12月1日付けをもって関西商品取引所と合併いたしました。
 3. 中部商品取引所と大阪商品取引所は、平成19年1月1日付けで合併し中部大阪商品取引所となりました。
 4. 東京穀物商品取引所の野菜、東京工業品取引所の原油の取引方法は、現金決済先物取引です。
 5. 東京工業品取引所の軽油は、平成18年2月24日より取引を休止しております。
 6. 関西商品取引所のIOM一般大豆は平成18年6月1日より取引を休止しております。
 7. 関西商品取引所のNON-GMO大豆は平成19年10月以降の立会いを休止しております。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

・商品投資販売業

「商品投資に係る事業の規則に関する法律」に基づき商品投資販売業者として商品ファンドの販売を行っております。（許可番号：金融庁長官・農林水産大臣・経済産業大臣 (2) 第79号）

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪市西区阿波座1丁目10番14号	06-6543-2118
東京本部	東京都中央区八重洲2丁目8番1号	03-5203-8211
渋谷支店	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	03-5421-8200
大阪支店	大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	06-6347-4811
福岡支店	福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号	092-475-8171

(注) 1. 平成18年9月30日付で名古屋支店を廃止しております。
2. 平成18年12月31日付で広島支店を廃止しております。

⑥ 財務の概況 (平成19年3月期)

(単位：千円)

(a) 資本金	1,500,000
(b) 純資産額 ※	7,156,319
(c) 総資産額	16,361,881
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,460,101 (4,913,882)
(e) 経常利益	104,012
(f) 当期純利益	52,960

(注) ※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 3,444,000株 (自己株式285千株を含む。)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
桜井 明	1,243	39.3
株式会社山三商会	1,165	36.9
コムテックス従業員持株会	296	9.4
桜井 愼子	150	4.7
小 椋 洋	27	0.9
原 田 浩二	24	0.8
桜井 一明	22	0.7
桜井 映子	22	0.7
桜井 恭子	22	0.7
桜井 優子	22	0.7

(注) 所有株式数の比率は、自己株式285千株を控除して計算しております。

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	所有株式数 (千株)
代表取締役 会 長	桜 井 明 (昭和13年1月19日生)	1,243
代表取締役 社 長	小 椋 洋 (昭和30年1月30日生)	27
常務取締役 (営業本部長)	豊 福 康 介 (昭和38年7月1日生)	19
常務取締役 (業務本部長 兼財務部長)	吹 田 初 (昭和25年10月29日生)	5
取 締 役 (西部事業部長)	松 岡 敏 之 (昭和34年10月9日生)	20
取 締 役 (東部事業部長)	阿 部 信 一 郎 (昭和36年1月10日生)	17
取 締 役 (市場部・電算部長・ ダイリング部長)	西 川 秀 行 (昭和33年12月21日生)	9
取 締 役 (管 理 部 長)	安 藤 学 (昭和36年10月4日生)	15
取 締 役 (企画部・人事部長)	佐々木 紳 (昭和30年6月29日生)	6

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	所有株式数 (千株)
取締役 副会長 (非常勤)	伊 藤 進 (昭和22年5月21日生)	-
監査役 (常勤)	前 田 忍 (昭和26年1月2日生)	1
監査役 (社外監査役)	曾 我 乙 彦 (昭和12年9月3日生)	-
監査役 (社外監査役)	田 中 成 人 (昭和12年9月16日生)	-
監査役 (社外監査役)	川 口 健 一 (昭和24年1月25日生)	-
計	14 名	1,362

- (注)1. 平成18年4月1日付で松岡敏之、阿部信一郎の2名が取締役に就任しております。
2. 平成18年9月30日付で桜井治、伊藤一夫、別宮伸一の3名が取締役を退任しております。
3. 平成19年2月1日付で川口健一が監査役に就任しております。
4. 所有株式の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非 営 業
従業員数	207人	170人	37人	134人	73人
平均年齢	33.7才	35.4才	26.0才	32.3才	36.4才
平均勤続年数	6.0年	6.7年	2.7年	5.5年	7.0年
外務員数	135人	132人	3人	104人	31人

2. 営業の状況

① 営業方針

お客様に安心してお取引いただける財務、経営基盤を目指し、更なるコンプライアンスの徹底により、一層の信用と信頼を得る営業展開を進めるとともに、商品先物取引の啓蒙、資産運用としての有効性等を広く認知していただけるよう、著名な知識人を講師として経済講演会を各地で開催してまいります。

また、インターネットを利用してのお客様に満足していただける情報を提供し、資産運用の選択肢として商品先物取引のみならず商品ファンドの販売についても取り組んでまいります。

今後もお客様と共に成長し発展する企業として「GROW UP TOGETHER」を合言葉に、業界のリーディングカンパニーとしてお客様に選択される企業となるべく一層の努力を重ねてまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国の経済は、緩やかではあるが景気の回復を続け、平成18年11月には「いざなぎ景気」を超え戦後最長の回復期間を達成しました。しかし、規模や地域別、業界別に見ると景気回復はまだら模様で、所得改善の遅れから、個人消費の拡大や景気の力強い回復には至っていないと言えるでしょう。

一方、商品先物取引業界は、引き続き厳しい環境下に置かれており、商品取引員のみならず商品取引所自体の淘汰も進み、合併等で年度内に7取引所から4取引所に減少いたしました。

全国4商品取引所における出来高は、85,100千枚(前期比21.0%減)となり、3期連続でのマイナスとなり、7期ぶりに1億枚台を割り込みました。商品市場別で見ると、白金および金の伸びを受け貴金属市場の出来高は32,626千枚(前期比8.5%増、シェア38.3%)と前年度を上回ったほか、RSS3号にリードされたゴムも9,692千枚(前期比3.3%増、シェア11.4%)と伸びを見せました。しかし、石油市場の出来高は23,614千枚(前期比44.5%減、シェア27.7%)と前年を大きく下回り、農産物市場も出来高18,036千枚(前期比23.5%減、シェア21.2%)と出来高を減少させました。

③ 営業の経過及び成果

当社の預り証拠金は、6,293百万円(前期比28.3%減)となりました。売買高は3,147千枚(前期比29.1%減)となり、市場別では農産物市場が871千枚(前期比61.5%減、シェア27.7%)、石油市場が159千枚(前期比72.1%減、シェア5.1%)、ゴム市場が340千枚(前期比47.6%減、シェア10.8%)、貴金属市場が1,697千枚(前期比116.9%増、シェア53.9%)となり、受取手数料は4,913,882千円(前期比34.6%減)となりました。

この結果、営業収益は5,460,101千円(前期比30.4%減)、経常利益は104,012千円(前期比93.8%減)、当期純利益は52,960千円(前期比94.8%減)となりました。

なお、平成18年度における受取手数料及び売買損益の内訳は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別
	第52期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,822,394
砂糖市場	37,549
貴金属市場	2,435,631
アルミニウム市場	102,631
ゴム市場	336,711
石油市場	176,562
水産物市場	1
農産物・飼料指数市場	583
天然ゴム指数市場	1,816
合計	4,913,882

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 5 2 期	
		(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)	
商品先物取引			
農 産 物 市 場			200,240
砂 糖 市 場			7,153
貴 金 属 市 場			104,565
ア ル ミ ニ ウ ム 市 場			27,206
ゴ ム 市 場			38,104
石 油 市 場			63,722
水 産 物 市 場			0
農 産 物 ・ 飼 料 指 数 市 場			7,998
天 然 ゴ ム 指 数 市 場			97,680
小 計			546,669
海外先物取引			△ 450
小 計			△ 450
合 計			546,219

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
 2. 消費税は含まれておりません。
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別	第 5 2 期		
		(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農 産 物 市 場		167,825	703,826	871,651
砂 糖 市 場		2,651	11,194	13,845
貴 金 属 市 場		1,268,549	428,648	1,697,197
ア ル ミ ニ ウ ム 市 場		4,210	33,296	37,506
ゴ ム 市 場		162,731	177,638	340,369
石 油 市 場		43,986	115,557	159,543
水 産 物 市 場		0	1	1
農 産 物 ・ 飼 料 指 数 市 場		4,833	299	5,132
天 然 ゴ ム 指 数 市 場		21,340	1,002	22,342
合 計		1,676,125	1,471,461	3,147,586

- (注) 売買高には、オプション取引に係る売買高を含めて計算しております。
 また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

当社は平成 18 年 6 月 28 日より実施された農林水産省及び経済産業省によるコンプライアンス(法令遵守体制)などの一斉点検の結果、平成 18 年 12 月 15 日付で業務改善命令を受け、平成 19 年 1 月 4 日付で業務改善計画書を主務省に提出しました。

この事実を厳粛に受け止め真摯に反省するとともに、法令違反の再発防止のため社員教育の徹底と法令遵守体制の充実を図り、再びこの様な処分を受ける事の無いよう全社を挙げて信頼回復に取り組んで参ります。

また、商品先物取引業界の淘汰・再編を勝ち抜いていくため、お客様の立場に立った取引の利便性の向上に努め、インターネットによるホームトレードなど収益の多様化、全社的なコスト意識の徹底による経営の効率化を図りながら、営業マンの見識と専門知識の向上など次世代を担う人材を育成し、総合的な金融サービスを視野に入れた「総合金融会社」を目指してまいります。

第1条 目的

本規則は、受託業務の適正な運営及びその管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と委託者の保護育成を図ることを目的とする。

第2条 管理組織

受託業務に係る管理組織は次の通りとし、責任の明確化を図るため本店及び東京本部管理部並びに審査部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班及び営業調査室を設置し責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
 - (1) 総括責任者は表見取締役または取締役とする。
 - (2) 統括責任者は、取締役または部長以上の管理部上席者とする。
 - (3) 管理担当班責任者は、本店、東京本部及び福岡支店は管理室長、その他の従たる営業所においては管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第4条第3項及び第10条第2項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。
7. 営業調査室の責任者は、審査部所属の役職員とし、外務員の勧誘行為を点検する。
8. 広告に係る管理責任者を置く。

第3条 管理担当班及び営業調査室の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 「顧客カード」の整備
 - (2) 新規委託者における本人確認書(自動車運転免許証・健康保険証・住民票の写し等)の提出の確認
 - (3) 過去に恣意的に紛議を起した委託者の参入の防止
 - (4) 委託者の保護育成、自己責任原則、及び受託業務の適正な運営を図るため、取引開始後に委託者に直接電話又は訪問
 - (5) 委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速適切な措置
 - (6) 委託者の商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び理解度を確認するため、初回建玉日に「委託者の皆様へのアンケート」を送付して理解度をチェック
 - (7) 委託者からの苦情・紛議・相談に対する適切な対応
 - (8) 登録外務員等の委託者に対する連絡、情報提供等を掌握し、何らかの問題点があれば営業部門に対する指導
 - (9) 登録外務員に対する関係法令、諸規則、受託業務管理規則等に関わる遵守状況の監視及び指導
2. 営業調査室の職務は次の通りとする。
 - (1) 営業フロアにて個々の外務員の勧誘行為を注視し、適切に行われているか確認を行う。その際に不適切な勧誘行為があれば、個別に指導
 - (2) 名簿管理について、購入・使用・保管・処分状況のチェック
 - (3) 発信規制について、日々外務員個別に電話勧誘記録を記載させ、勧誘を受ける意思のないお客様の再勧誘禁止発信規制申請書がその都度提出されているか、また管理担当責任者にて発信規制の措置がなされているかの確認
 - (4) 勧誘を受ける意思表示がなされたお客様について記載された見込み客カードの内容をチェックし、再勧誘の禁止に当たる行為がないか確認

- (5) 各外務員の勧誘について勧誘を継続する場合は、事前に報告を受け、今後の勧誘を継続していかの判断を行い担当外務員に指示。なお、記録は記録簿を作成し、取引を行わなかったお客様については勧誘終了から、取引を行ったお客様については取引終了から3年間保存

3. 統括責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 「口座開設申込書」「顧客カード」「理解度アンケート」等により、取引意志、理解度等を確認して受託の適否の審査
 - (2) 過去一定期間以上、商品先物取引の経験の無い委託者からの受注は第10条にもとづく審査
 - (3) 営業調査室責任者からの報告にもとづき、勧誘行為に関わる外務員の指導
 - (4) 審査記録の保存
4. 苦情、紛議等に関しては統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告することとする。

第4条 不適切な対象者の参入防止

当社は、次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。また、取引開始後にこれらに該当することとなった場合もしくは該当することが判明した場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、取引を速やかに精算することとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。但し、国内及び海外の商社は除く。
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、その他商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (6) 破産者で復権を得ない者。
 - (7) 商品先物取引をするために借入れをしようとする者。
2. 当社は、次の各号に該当する者は商品先物取引を行うに原則として不適切な対象者と規定し、それらの者に対しては原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行わないものとする。ただし、次項の要件を満たした場合は、この限りではない。
- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間500万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (4) 30歳未満の若年者及び70歳を超える高齢者。
 - (5) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取り扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者。
3. 前項第1号及び第2号に該当する者については第1号の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については第2号の例外要件を満たしている場合、同第4号の70歳を超える高齢者については第3号の例外要件を満たしている場合、同第5号に該当する者については第4号を満たしている場合であって、前項第1号から同第4号までに該当する者についてはそれぞれ自書により、自ら商品先物取引を行うに原則として不適切な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。
- (1) 当該委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。
 - (2) 当該委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
 - (3) 当該委託者が直近の3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること。
 - (4) 当該委託者が申告した投資可能資金額が自己の資産であること。
4. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
5. 委託者が取引期間中に新たに第2項第1号及び第2号に該当することとなった場合は、第3項の手続きにより、勧誘及び受託の適否を審査するものとする。

6. 第1項及び第2項に該当しない者でも、担当責任者がその者の資金力、理解度等から判断して商品先物取引を行なうにふさわしくないと認められた者に対しては、委託の勧誘及び受注を行なわないこととする。

第5条 勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止等

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、お客様に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知したうえで、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、お客様が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合、その後の勧誘は一切しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本・支店等全社内に周知徹底し、電話発信規制をかけて該当者には発信不能とするなど、それらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。
3. 当社は、ホームページ上でも発信規制の依頼を受け付ける専用フォームを設け、随時お客様からの「勧誘停止依頼」を受け付ける。
4. お客様との面談において商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口)及び前項の趣旨を明確に説明したうえで、勧誘を開始する。

第6条 迷惑勧誘行為の禁止

当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、お客様の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- (1) 夜間又は早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘
- (2) お客様の意思に反する長時間に亘る勧誘
- (3) お客様に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- (4) お客様が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘

第7条 口座開設申込書の徴収

当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止し、適合性の高い参加者を得るためお客様の情報を的確に把握するものとし、「口座開設申込書」に次の各号に掲げる事項を設定して当該顧客から申告を受け取るものとする。

- (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号
 - (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
 - (6) 商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度
 - (7) その他当社が必要と認めた事項
2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損失額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受け取るものとする。
 3. 口座開設申込書の記載事項を基に「顧客カード」を作成するものとし、これらの記載事項に変更があった場合はその都度更新し、適切に管理するものとする。

第8条 適合性の審査

当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止するため、口座開設申込書等のお客様情報に基づき、統括責任者が適合性の審査を行うものとする。審査に当たっては、管理担当班責任者が口座開設申込書の情報を確認し、統括責任者に審査を申請するものとする。統括責任者は、口座開設申込書及び申請書面をもって審査し、勧誘の継続及び受託の適否を判断するものとする。

2. 前項の審査による統括責任者の承認があるまでは、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、そのお客様からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。

3. 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

第9条 説明義務の履行

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等お客様が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生仕組み等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

第10条 未経験者の取引に係わる保護育成措置

当社は、商品先物取引の経験が直近の過去3年以内に延べ90日未満の者を未経験者として取り扱うこととし、これらの委託者に対しては最初に取引を行う日から3ヵ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は委託者自身の責任と判断により行うものであることの自覚を促す等、十分な配慮をもって対応するものとし、必要に応じて各支店管理担当者、管理担当責任者が面談のうえ、委託者の質問に応じる等、その理解の促進に努めるものとする。
 - (2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が口座開設申込書により委託者が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限するものとする。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金等は含まない。
2. 前項第2号の制限について、当該未経験者委託者がこれを超える取引を希望する場合には、当該委託者が、商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けらうで、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、これらの内容について総括責任者が審査し、これを承認したときは、前項第2号の規程にかかわらず制限取引数量を超えて受託することができる。
3. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。
 4. 未経験委託者の保護期間内における投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。ただし、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合には、第4条第3項の投資可能資金額を超える取引に係る手続きにより審査し、総括責任者の承認を得るものとする。

第11条 不正資金の流入防止措置

調査対象者を全ての委託者とする。

2. 調査業務は、管理部が中心となり、調査に関して営業部は全面的な協力する。
3. 調査の開始は、実入金額が3,000万円を超えた委託者を対象とし、その調査方法は当該委託者の実入金額に応じて3段階に区分して下記の通り実施する。但し、実入金額が3,000万円を超えていない委託者であっても、年齢・職業・年収等を考慮して統括責任者が調査を必要と判断した場合は、調査を開始する。

(1)	3,000万円を超えた委託者	管理室長または本・支店長が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。
(2)	5,000万円を超えた委託者	管理部長もしくは統括責任者が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。
(3)	1億円を超えた委託者	外部機関(興信所等)により調査する。

4. 調査した結果は全てを記録に残し10年間保存する。

5. 査の結果不正資金流入による取引であることが判明した場合は、その後の入金を断ると共に、速やかに建玉を決済するよう委託者に要請する。

第12条 取引本証拠金等の額に係る措置

取引本証拠金等の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金等の額に係る社内責任者を統括責任者と定め、その内容については社内に周知徹底させるとともに、委託者に通知し、その記録を3年間保存する。
3. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。

第13条 受託業務に於ける禁止行為

商品先物取引の委託の勧誘及び受注にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第14条 違反者に対する懲戒および管理責任

第13条に掲げる禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規程により、これを懲戒する。

2. 総括責任者及び営業本部長は、登録外務員等の受託業務に係る管理責任を負う。

第15条 電子取引の適用除外

電子取引(オンライントレード)については、別に電子取引(オンライントレード)受託業務管理規則を定め、本規則は適用しない。

第16条 日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出することとする。

附 則 本規則は、平成10年9月1日より施行する。

附 則 本規則は、平成11年4月1日より施行する。(第6条、第7条及び第10条を改正。)

附 則 本規則は、平成12年4月1日より施行する。(第4条を改正。)

附 則 本規則は、平成12年5月22日より施行する。(第2条を改正。)

附 則 本規則は、平成13年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則 本規則は、平成13年10月1日より施行する。(第2条、第7条を改正。)

附 則 本規則は、平成15年4月1日より施行する。(第2条、第8条を改正。)

附 則 本規則は、平成15年6月6日より施行する。(第9条、第10条、第11条、第12条を改正。)

附 則 本規則は、平成16年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則 本規則は、平成17年4月1日より施行する。(第2条を改正。)

附 則 本規則は、平成17年5月1日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条第11条、第12条を改正。)

附 則 本規則は、平成17年9月1日より施行する。(第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第13条、第14条、第15条を改正。)

附 則 本規則は、平成19年2月2日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条を改正。)

当社は受託業務管理規則に基づき適正な受託業務を行うために、顧客から取引の受託を行うにあたっては、顧客の意思を尊重し、当該顧客の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう次のことを厳守するものとする。

1. 勧誘に先立っての告知について

当社は、勧誘に先立って次の告知を行うものとする。

- (1) 会社名および自らの名前を告げること。
- (2) 商品先物取引の勧誘であることを明確に告げること。
- (3) 現物の商品や有価証券の取引と混同することのないように告げること。
- (4) 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認すること。
- (5) 商品先物取引の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表明したお客様に対し、その後改めての勧誘は行わないこと。

2. お客様の意思の確認及び判断基準

- (1) 当社は、電話勧誘に関し、外務員各自が判断出来るよう社内基準を設ける。
勧誘を受ける意思がない表示がされた場合、その都度発信規制の措置を講じるよう営業調査室が外務員に対して指導・徹底する。

① 明らかに勧誘を受ける意思のない場合

(直ちに発信規制の措置を講じるケース)

- ・ 社名を名乗っただけで一方向的に電話を切られた場合
- ・ 自分の名前を出所をしつこく言及され、削除依頼があった場合
- ・ 「いらない」「関心がない」「興味がない」「資金がない」「関係がない」等の明らかに勧誘を受ける意思がないと拒否された場合
- ・ 「株式はするけど商品はやらない」と明確に意思表示をされた場合「それどころじゃない」「仕事の邪魔だ」と厳しい口調で断りがあった場合
- ・ 「今は忙しい」「今のところ考えていない」「よく分からない」「忙しく時間がない」との婉曲的な表現を厳しい口調で言われ、一方向的に電話を切られた場合

② 婉曲的な表現により再確認が必要な場合

- ・ 「今は忙しい」「今仕事中で手が離せない」
- ・ 「商品はよく分からない」「やったこともないしよく分からない」
- ・ 「お金儲けに興味はあるけど先物はよく分からない」
- ・ 「忙しくて時間がない」「今度ひまな時に架けてきてよ」
- ・ 「商品はあまりいい話を聞かない」

上記のような意思表示があった際は「今後改めて勧誘を行ってよろしいでしょうか」と必ず確認を行い、お客様からの明確な意思表示を再確認することとする。

③ 営業調査室に確認が必要な場合

招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

- (2) 勧誘を受ける意思表示をしたお客様については、見込客カードを作成し、意思表示の内容を記載する。

- (3) 見込み客カードに記載され、継続して勧誘を行う場合

① 面談の設定が未確定の場合

「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問い合わせを行い、了承を得た場合は今後連絡が可能な時間帯及び連絡先を確認し、見込み客カードに記載する。勧誘を拒否された場合は、その都度発信規制の措置を行う。

② 見込み客カードに記載された以降連絡を取る際、お客様と直接連絡が取れなかった場合

受付その他(職場の方・家族)の方が対応され、お客様に連絡がつく時間帯がはっきりしている場合、その時間帯に連絡を取る際は一度だけとする。連絡がつく時間帯がはっきりしない場合は同日中に発信は行わない。

③ 面談の設定がされた場合

商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、日本商品先物振興協会作成のパンフレットを用いて、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口及び当社ホームページ上での勧誘停止依頼)を明確に説明したうえで勧誘を開始する。その後も継続して勧誘を行う場合は、面談終了時に今後の連絡先(自宅・勤務先・携帯)、及び連絡が可能な時間帯を再確認するとともに「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問いかけを行い、勧誘を受ける意思を再確認し見込み客カードに記載する。引き続き勧誘を行う場合も詳細に記録し、勧誘を拒否された場合は、その都度、発信規制の措置を行う。

④ 取引中の顧客に対する新たな勧誘を行なう場合

現在取引中の顧客に対し、新たな勧誘を行い、顧客から明確に行わない旨の意思表示をされた場合、以降再度勧める行為は再勧誘の禁止行為となることを全外務員に徹底・指導する。

⑤ 取引を終了された顧客に対して新たな勧誘を行なう場合

再度、勧誘の告知・意思確認を行ったうえで勧誘を開始することとし、事前に、今後の勧誘を希望しない意思表示をされた顧客については発信規制の措置をその都度行ない、再勧誘の未然防止に努める。

⑥ 営業調査室に確認が必要な場合

招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

(4) 見込客カードについては、日々のチェックを営業調査室担当者が行い、継続して勧誘を行なうにふさわしいかどうか確認する。

(5) 契約に至った場合は、見込客カードを管理担当責任者に提出するものとする。

3. 勧誘を受ける意思がないお客様に対しての再勧誘の未然防止措置

(1) 勧誘を受ける意思がないお客様については、遅滞なく、発信規制申請書を作成する。

(2) 発信規制申請書には日時、氏名、住所、電話番号等を記入し、管理担当責任者に提出するものとする。

(3) 管理担当責任者は、発信規制申請書に基づいて電話発信に規制をかけ、再勧誘が起きないように防止措置を講ずる。

(4) 管理担当責任者は、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号について本店および支店に周知し、全社内に再勧誘が起きないように未然防止を徹底する。

(5) 勧誘を受ける意思がないお客様のリストについては、管理担当責任者が徴収し保存する。

4. 名簿の一括管理による再勧誘の未然防止措置

当社は、勧誘に使用する名簿の購入、配布、管理および監督は営業ビジネス部が一括して行い、勧誘を受ける意思がない旨を表示したお客様等が、再度、当社外務員から勧誘を受けることのない様、徹底した名簿管理を行う。

5. 迷惑な仕方での勧誘の禁止について

当社は、以下のような迷惑な仕方での勧誘は行わないこと。

(1) 勧誘を受けたお客様に迷惑を覚えさせるような時間帯(午後9時～翌午前8時)に電話または訪問による勧誘を行うこと。ただし、事前に了解を得ている場合を除く。

(2) 勧誘を受けたお客様の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。

(3) 勧誘を受けたお客様が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。

(4) 勧誘を受けたお客様を威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような行為や言動を行うこと。

(注) 勧誘を受けたお客様に、声を上げたり乱暴な言葉を使ったりして、相手方に不安の念を生じさせる言動はこれに該当する。

6. 契約締結に際しての書面交付

受託締結前の下記の書面の交付は、直接手渡すかまたは郵送等の方法によって行う。

① 商品先物取引—委託のガイド

② 受託契約準則

③ 取引本証拠金額一覧

④ 委託手数料額一覧

7. 契約締結に際しての説明義務

当社は、勧誘を受ける意思を表示したお客様に対し、前6項で定める書面を交付した上で、次の各項目について説明し、理解が得られたことを確認することとする。

(1) 商品先物取引の仕組み・リスク等の説明および理解の確認

- ① 商品先物取引は、現物取引と異なり取引証拠金の 10 倍～30 倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- ② 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあること。
- ③ 前(1)号①、②の事項を説明した後、理解していることを書面で確認することとする。

(2) その他事項の説明および理解の確認

- ① 前(1)項の後、商品取引所法施行規則第 104 条(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)に定められた事項について説明することとする。

特に、以下の点に留意すること。

- (イ) 取引証拠金等の個々について、その種類および額ならびにその預託および返還の時期を説明すること。
- (ロ) 委託手数料は、取引の損益に関わらず新規、仕切りの双方に必要なことおよびその額と徴収の時期を説明すること。
- (ハ) 商品取引員の禁止行為の中で、商品取引所法第 214 条第 8 号(両建)については、理解ができるように解りやすく説明すること。
- (ニ) 取引は自己責任の原則で行うものであることならびに建玉数に制限枚数があること、さらに損益の計算方法および決済方法について説明すること。

- ② (イ)～(ニ)の事項を説明した後、理解が得られたことを書面にて確認するものとする。なお、理解が十分でないと思われる場合は再度説明し、改めて書面にて確認するものとする。

8. 本人確認書の徴収

健全な顧客の参入を図るため、委託者に住所、氏名、生年月日等を確認するとともに、本人確認書(自動車運転免許証等の公的書類)の写しを徴収するものとする。また、顧客が法人の場合は、履歴事項全部証明書等および取引執行者の本人確認書類の写しを徴収する。

9. 取引内容理解度の確認

お客様が、「商品先物取引—委託のガイド」、「受託契約準則」等の関係書面の交付を受けかつその説明を受け、商品先物取引の内容を理解しているかについては、「口座開設申込書」、「商品先物取引理解度確認アンケート」等により、理解度を確認し、受託の適否については、受託業務管理規則に基づき審査を受けるものとする。

10. 勧誘の前提となる顧客の属性の把握

- (1) 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘、次 11 項に該当しないかどうかの判断を行うために、適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験および財産の状況に関する情報の提供を求め、属性の把握に努める。
- (2) 勧誘および審査の過程で、適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- (3) 担当外務員は、顧客の申告に基づいて顧客カードを作成し、管理担当責任者は適切に管理する。また、その情報に変更があったときはその都度更新するものとする。
- (4) 契約締結後および取引継続中の顧客が適合性を有しなくなったと本人または親族より申出があった場合、管理担当責任者は適合性について再調査を開始する。調査の結果、適合性がないと判断された場合は、勧誘および新たな取引の受託は行わないこととし、取引の清算等必要な措置を行う。

11. 原則として不相当な顧客の参入防止

- (1) 常に不相当と認められる勧誘

次に掲げる者に対しては、勧誘および受託を行わないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 商品先物取引を借入れにより行おうとする者

- (2) 原則として不相当と認められる勧誘

- ① 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により主として生計を維持している者
(注)「生計を維持している」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

- ② 一定以上の収入(年間 500 万円以上)を有しない者

- ③ 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

(注)取引を継続するために追証拠金等を預託することにより取引証拠金等の金額が投資可能資金額を超えることとなる場合、顧客に対し追証拠金等を預託して取引を継続するよう勧める行為は、原則として不相当と認められる勧誘に該当する。

④ 30歳未満の若年者及び70歳を超える高齢者

(注)70歳以下の高齢者については、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、また、説明を行った商品先物取引の仕組、リスク等を十分に理解しているか等について、担当外務員が説明した内容について、管理担当責任者が顧客を訪問して直接質問する等、理解力等について、特に厳格に審査して判断することとする。

- ⑤ 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取り扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者。さらに、厳格な審査を経て取引を開始した場合であっても、担当外務員ならびに管理担当責任者は、当該顧客の損益状況等を常時確認すること。

12. 新規委託者の啓蒙および育成措置

新規委託者については、商品先物取引に関する知識、理解度および習熟度を勘案した上で、適正な受託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

13. 受託等業務における禁止行為

- (1) 受託等業務を行うものは、受託業務管理規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「商品取引所法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。
- (2) 前(1)号に違反した者は懲罰規程に基づき、懲戒する。

附 則

1. 本規則は平成18年5月19日より実施する
2. 一部を改正し、平成18年8月1日より実施する
3. 一部を改正し、平成19年1月4日より実施する。

当社は、商品先物取引に係る個々の顧客の投資の経験、年齢、職業、収入、資産の状況に適合した健全な受託を確保するために、他部門と独立した管理本部の中に審査部を置き、適合性の原則に照らして審査するものとする。

(審査の目的)

審査は、不適当な顧客の参入および不適切な受託を防止するため、審査基準に基づき厳格に行わなければならない。

(審査の対象)

1. 総括責任者による審査

- (1) 原則として不適当な対象者に対して、勧誘および受託に係る例外要件を満たしているか。
- (2) 顧客から、投資可能資金額を増額したい旨の申出があったとき、例外要件を満たしているか。
- (3) 顧客から、未経験者の保護育成措置を解除したい旨の申出があったとき、商品先物取引の理解度および習熟度が客観的に確認できるか。
- (4) 顧客が、取引中に適合性原則を満たさなくなったとき、あるいは親族よりその申出があったとき。

2. 統括責任者による審査

口座開設の申込みにあたり、前項(1)に関わるもの以外の者の適合性を審査する。

(不適当な顧客の参入防止に係る審査の概要)

- 1. 営業部社員は、審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により収集するとともに、商品先物取引理解度確認アンケート等の関係書類により理解度を確認し、管理担当責任者に提出する。
- 2. 管理担当責任者は、顧客の年齢、職業、年収および資産の状況、商品先物取引およびその他の投資経験の有無ならびに投資可能資金額等の属性情報に基づき、当該顧客の適合性を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合は、審査申請書を添えて総括責任者および統括責任者に提出して、適合性の審査を受ける。
- 3. 総括責任者および統括責任者は、審査結果(審査日、受託の適否、その判断理由等)を適合性審査申請書に記録し、管理担当責任者および営業部社員に通知する。
- 4. 担当営業部社員は、総括責任者および統括責任者から受託に適さないとの通知を受けた場合、当該顧客に報告するとともに勧誘をしてはならない。
- 5. 総括責任者および統括責任者は、受託することが適当であると判断した場合でも、特段の事情がない限り、顧客が申告した投資可能資金額が当該顧客の流動資産の上限の50%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。
- 6. 総括責任者および統括責任者は、原則として不適当な対象者の例外要件を認め、受託することが適当であると判断した場合でも、顧客が申告した投資可能資金額が当該顧客の流動資産の上限の40%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。

(不適当な顧客の参入防止に係る審査の基準)

- 1. 不適当な顧客の参入を防止するため審査に必要な書類は次のものとする。

(1) 口座開設申込書

口座開設申込書には、次の事項を顧客が自書し、申込みを受けるものとする。

- ① 申込日
- ② 氏名、年齢、性別、生年月日
- ③ 家族構成
- ④ 住所および住居の形態
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 職業および勤務先住所、勤務先での所属部署および役職(自営業の顧客はその業種)
- ⑦ 投資経験

ア 商品先物取引の経験の有無

経験有りの顧客は、取引会社名および運用金額ならびに、直近の3年以内にこのべ90日以上の取引経験(以下、「特例経験者」という。)の有無

イ 株式取引の経験の有無

経験有りの顧客は、取引会社名および取引年数ならびに信用取引の経験の有無

ウ その他の投機的な金融取引の経験の有無
経験有りの顧客は、取引会社名および取引年数

- ⑧ 流動資産の状況
 - ア 預貯金額
 - イ 金融資産金額
- ⑨ その他の固定資産の有無
- ⑩ 年収金額(税込み)
- ⑪ 収入の形態
- ⑫ 初回取引予定銘柄、建玉予定枚数および投資予定金額
- ⑬ 投資可能資金額

(2) 商品先物取引理解度確認アンケート

商品先物取引理解度確認アンケートには、次の設問を顧客が回答し、理解度を確認するものとする。

- ① 勧誘に先立ち告知および勧誘を受ける意思の確認がなされたか
- ② 再勧誘を受けていないかおよび迷惑な勧誘でなかったか
- ③ 商品先物取引のレバレッジ性および証拠金等以上の損失の可能性の理解
- ④ 追証等の計算方法および相場の対処方法の理解
- ⑤ 取引証拠金等の種類、発生事由および返還の時期等の理解
- ⑥ 断定的判断の提供の有無
- ⑦ 委託手数料の額や徴収時期および取引形態による相異の理解
- ⑧ 商品取引員の禁止行為の理解および問合せ、相談先の説明
- ⑨ 自己責任原則および一任勘定の禁止に関する理解
- ⑩ その他重要説明事項に関する理解

2. 原則として不適当な対象者についての審査は、前項(1)(2)号の書類に加えて、顧客が自書した申出書を必要とし、その記載内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。

- (1) 口座開設申込者が、恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている場合および年収が500万円未満の場合ならびに30歳未満の場合
 - ① 年収および流動資産の金額が具体的なもの
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
- (2) 口座開設申込者が、71歳以上で特例経験者またはレバレッジ性の高い金融取引を特例経験者と同等以上の期間経験している場合
 - ① 前(1)号①、②に加えて、投資経験の具体的な内容
- (3) 口座開設申込者が、金融機関に勤務、公共団体の出納取扱者および一般企業の経理または財務分門に所属している場合
 - ① 前(1)号②に加えて、その職務の形態と自己責任原則の認知
- (4) 口座開設申込者が、前(1)、(2)号に該当するときは、管理部社員が顧客と面談して、その所見を記した事前面談報告書を添付する。

(不適切な受託の防止に係る審査の基準)

- 1. 投資可能資金額を増額の申出があったとき、例外要件を満たしているかの審査には、顧客が自書した申出書を必要とし、その記載内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。
 - (1) 当社での取引により決済利益を増額の対象とする場合
 - ① 決済利益の額と増額対象の金額
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
 - (2) 新たな流動資産(実入金を伴うもの)から増額の対象とする場合
 - ① 顧客本人しか知り得ない、具体的な流動資産の内容の申告
 - ② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知
 - ③ 年収500万円未満の顧客からの申請は、前号①、②の要件が記された申出書の他に、その資産状況が客観的に証明できる預金通帳等の資料を徴収し、厳格に行う。
 - ④ 流動資産(中間値)を超える顧客からの申請は、前号①、②の要件が記された申出書に加えて、資金事情についての詳細を聴き取り調査した上で、厳格に行う。

⑤ 保護育成措置(習熟)期間内での申請は認めない。

2. 保護育成措置期間内の顧客から、保護育成措置解除を希望する申出があったとき、理解度および習熟度を客観的に判断するため、顧客が自書した申出書およびテスト形式の添付書類を必要とし、その記載および回答の内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。

(1) 自書による申出書

① 原則として不適当な対象者とならない要件の認知

(2) FUTURES EXAMINATION 解答書

① 管理担当責任者が採点し、得点が90点以上のもの

(取引中の顧客の再審査)

営業部社員および管理担当責任者は、顧客あるいはその親族から適合性の原則の要件を満たさなくなったとの申出があった場合、遅滞なく総括責任者または統括責任者に報告することとする。

総括責任者または統括責任者は、顧客の事情に応じて審査を行い、適切な措置を行う。

附 則

1. 本規則は平成18年5月19日より実施する。
2. 一部を改正し、平成18年8月1日より実施する。

第1条 目的

本規則並びに電子取引に関する利用規定は、当社が受託業務の適正な運営及び管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図ることを目的とする。

第2条 管理組織

当社は、本規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図る為、管理担当班を設置し、責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
 - (1) 総括責任者は表見取締役または取締役とする。
 - (2) 統括責任者は、取締役または部長以上の管理部上席者とする。
 - (3) 管理担当班責任者は、本店、東京本部及び福岡支店は管理室長、そのほかの従たる営業所においては管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第6条第1項、第2項、第3項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。

第3条 管理担当班の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 「顧客カード」の整備
- (2) 新規委託者における本人確認書(自動車免許証・健康保険証・住民票の写し等)の提出確認
- (3) 過去に恣意的に紛議を起こした委託者の参入の防止
- (4) 委託者の保護育成、自己責任原則、及び受託業務の適正な運営を図るため、取引開始後に委託者に電話又はメールを送信する場合がある
- (5) 委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速適切な措置
- (6) 委託者からの苦情・紛議・相談に対しての適切な対応
2. 統括責任者の職務は次の通りとする。
「口座開設申込書」「顧客カード」「理解度アンケート」等で取引意思、理解度等を確認して受託の適否の審査
3. 苦情、紛議等に関しては統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告することとする。

第4条 勧誘に関する対応

当社は、電子取引において商品先物取引委託の勧誘行為は行わない。

第5条 適合性の原則

当社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる受託は行わない。

2. 次の各項に該当する者に対して受託は行わない。
 - (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期入院患者であって随時連絡が取れない者
 - (4) 日本語による意思疎通ができない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、そのほか商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 商品先物取引をするために借入をしようとする者
 - (8) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が全体の過半数を占めている者
 - (9) 年間500万円以上の収入を有しない者

- (10) 75 歳以上の高齢者
- (11) 農業漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者

第6条 審査基準

審査部が受託の審査を行うにあたり、「口座開設申込書」をもとにお客様の適合性を重視した上で、下記の基準を満たしていることを確認する。

- (1) 年齢が満 25 歳以上 75 歳未満であること
 - (2) 前条第 2 項に定める適合性に反していないこと
2. 例外条件
- (1) 前条第 2 項第 9 号の該当者であっても、預貯金及び金融資産を 1,000 万円以上有する場合は受託の適否を審査する。
 - (2) 前条第 2 条第 8 号第 9 号の該当者であっても、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有していること及びその証明がなされた場合は、受託の適否を審査する。
 - (3) 前条第 2 項第 11 号の該当者であっても、顧客が申請した投資可能金額が自己の資産であると証明がなされた場合は、受託の適否を審査する。
 - (4) 第 2 項及び第 3 項の該当者からは、自らが商品先物取引を行うことに原則として不適当な対象者であることを理解していること、並びにこれら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書の書面による申告がある場合において、総括責任者が受託の適否を審査する。
3. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、審査結果及びその判断根拠を記録し、取引終了後 3 年間保存する。
4. 法人口座の取扱いについて、新規法人口座の開設条件を下記の通りとする。
- (1) 履歴事項全部証明書(原本)または定款(写し)を徴収すること。
 - (2) 目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があること。
 - (3) 書面(通知書)にて取引責任者、売買担当者等を明確にし、代理人を定めた場合はその権限の範囲を示すこと。
 - (4) 前項の代理人について本規則に基づく適格性に関する審査並びに本人確認証の提出を求めること。

第7条 事前交付書面(取引意思の確認)

当社は、顧客の取引意思を確認するために、下記の手順で書面又は電子データを徴収する。

- (1) 個人情報の取り扱いについて
 - (2) 先物取引の基本的な仕組みの解説
 - (3) 交付書面のダウンロード
 - A. 商品先物取引委託のガイド及び別冊
 - B. 受託契約準則
 - C. 利用規定及び利用要項
 - D. 取引本証拠金一覧・手数料一覧
 - (4) 交付書面についての理解度の確認
 - (5) 商品先物取引口座開設申込
 - (6) 口座申込完了後の審査
 - (7) 審査後、約諾書、通知書、本人確認証の徴収
 - (8) パスワードの発行
 - (9) トレードワンプロシステムに関してはダウンロード
 - (10) 入金確認した上で取引開始
2. 本システム取引は、商品先物取引受託契約締結後に当社が通知するID及びパスワードにより、利用する事が出来る。
- (1) ID・パスワードの発行は、お客様が本システム取引を申し込み、当社の審査において受託可能と判断した後、所定の書類(約諾書、通知書及び本人確認書)を徴収した上で、配達証明郵便で通知する。
 - (2) ID・パスワードは、弊社指定の口座に入金確認が出来た時点で有効となり、取引を開始できる。
 - (3) ID及びパスワードを使用して行われた行為は、全てお客様ご本人によって行われたものとみなす。
 - (4) ID及びパスワードを他人に貸与または譲渡することはできない。
 - (5) パスワードは本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で変更することができる。尚、パスワードはお客様ご自身で管理する。

(6) お客様から、ID・パスワードについてのお問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われ
ない限りは通知しない。

(7) ID・パスワードの管理はオンライントレード課で厳重に行い、お客様本人以外に漏洩してはならない。

第8条 不正資金の流入防止

当社は自己資金の範囲を超えたと判断される不正資金の流入を防止する為、顧客の属性と照らし合わせて相当ではない金額の預託を行おうとする場合は、面談或いは電話にて資金の健全性を確認し、必要に応じて申し出書等の提出を求めることとする。

第9条 取引本証拠金等の額と適用範囲

取引本証拠金等の額は、全上場商品に付き、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金等の額にかかる社内責任者は統括責任者とする。また、その内容についてはホームページ上で公開する。
3. 取引本証拠金等の額に変更があった場合は、速やかにホームページ上で公開し、顧客にメールにてお知らせする。
4. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。
5. 商品市況の変化等で、当社が必要と判断した場合には、取引本証拠金額を増額することもある。

第10条 受託業務における禁止事項

商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第11条 違反者に対する懲戒

第4条及び前条に掲げる禁止行為を行った外務員に対しては、当社の定める懲罰規程にもとづいて懲戒する。

第12条 広告・宣伝に係る管理措置

当社は、受託業務等の手段としての印刷物、新聞、宣伝用物品等による広告・宣伝を行う時は、表示及び方法を適正に行う。

2. 広告・宣伝等に係る管理組織は企画部が中心となって行い、その責任者は企画部部長とする。

第13条 日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経た上で、日本商品先物取引協会へ届出する。

付 則 本規則は平成19年2月2日から実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
220名	43名	128名	135名

(注) 役員および出向社員を除いております。

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1,879名	905名	1,378名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	3	2	1	0	0
取引に係るもの	79	41	2	8	28
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	82	43	3	8	28

- (注) 1. 「苦情」とは、受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出があったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。
 4. 上記苦情件数の中には斡旋に移行したものも含む。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	0	0	0	1
取引に係るもの	3	1	0	1	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	4	1	0	1	2

- (注) 1. 「紛争」とは、受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争の仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。
 4. 上記紛争件数の中には訴訟に移行したものも含む。

⑨ 訴訟に関する事項

平成18年度中における訴訟は39件（前年度より係争中のものを含む）あり、2件は判決が確定し、16件は裁判上の和解が成立し、21件が現在係争中です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
39件	2件	16件	21件

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

株式会社 コムテックス

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,418,664	流 動 負 債	7,595,141
現 金 及 び 預 金	5,597,525	短 期 借 入 金	160,000
委 託 者 未 収 金	21,597	1年内返済予定長期借入金	600,000
有 価 証 券	246,104	1年内返済予定社債	269,000
前 払 費 用	20,383	預 り 証 拠 金	6,293,593
保 管 有 価 証 券	634,966	未 払 先 物 取 引 差 金	1,162
差 入 保 証 金	5,474,665	未 払 事 業 所 税	5,720
委 託 者 先 物 取 引 差 金	1,683,553	未 払 金	332
預 託 金	200,000	未 払 費 用	192,634
繰 延 税 金 資 産	21,798	預 り 金	72,698
未 収 先 物 取 引 差 金	17,220		
未 収 消 費 税	49,401	固 定 負 債	1,394,458
未 収 入 金	319,184	社 債	946,000
立 替 金	21	長 期 借 入 金	250,000
仮 払 金	7,602	退 職 給 付 引 当 金	36,954
未 収 収 益	126,186	商 品 取 引 事 故 引 当 金	161,504
貸 倒 引 当 金	△ 1,547		
固 定 資 産	1,943,217	特 別 法 上 の 準 備 金	378,403
有 形 固 定 資 産	83,478	商 品 取 引 責 任 準 備 金	378,403
構 築 物	24,959		
車 両	13,719	負 債 合 計	9,368,004
器 具 及 び 備 品	44,799	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	46,053	株 主 資 本	6,993,877
電 話 加 入 権	19,333	資 本 金	1,500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	26,719	資 本 剰 余 金	222,072
投 資 そ の 他 の 資 産	1,813,685	資 本 準 備 金	222,072
投 資 有 価 証 券	250	利 益 剰 余 金	5,870,304
関 係 会 社 株 式	425,000	利 益 準 備 金	110,000
出 資 金	244,100	そ の 他 利 益 準 備 金	5,760,304
長 期 未 収 債 権	20,507	別 途 積 立 金	4,500,000
長 期 差 入 保 証 金	748,146	繰 越 利 益 剰 余 金	1,260,304
長 期 貸 付 金	9,725	自 己 株 式	△ 598,500
長 期 前 払 年 金 費 用	93,309		
長 期 前 払 費 用	17,539		
繰 延 税 金 資 産	215,331		
そ の 他 の 投 資	60,283		
貸 倒 引 当 金	△ 20,507	純 資 産 合 計	6,993,877
資 産 合 計	16,361,881	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,361,881

② 損益計算書

損 益 計 算 書(自 平成 18 年 4 月 1 日)
(至 平成 19 年 3 月 31 日)

株式会社 コムテックス

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料	4,913,882	
商品売買損益	546,219	5,460,101
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,293,748	5,293,748
営業利益		166,353
営業外収益		
受取利息	2,426	
受取配当金	3,315	
有価証券売却益	31,996	
有価証券評価益	16,494	
為替差益	619	
雑収入	38,387	93,238
営業外費用		
支払利息	88,546	
社債利息	12,012	
貸倒引当金繰入	4,707	
雑損失	50,314	155,579
経常利益		104,012
特別利益		
貸倒引当金戻入益	7,364	
商品取引責任準備金戻入	291,289	298,653
特別損失		
商品取引事故引当金繰入	161,504	
固定資産売却損	2,069	
固定資産除却損	7,218	
コ・ルフ会員権評価損	530	171,322
税引前当期純利益		231,343
法人税、住民税及び事業税	6,819	
法人税等調整額	171,563	178,382
当期純利益		52,960

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日)
(至平成19年3月31日)

株式会社 コムテックス

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高	1,500,000	222,072	222,072	110,000	3,500,000	2,310,664	5,920,664
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立 ※注					1,000,000	△ 1,000,000	
剰余金の配当 ※注						△ 103,320	△ 103,320
当期純利益						52,960	52,960
自己株式の取得							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,000,000	△ 1,050,360	△ 50,360
平成19年3月31日残高	1,500,000	222,072	222,072	110,000	4,500,000	1,260,304	5,870,304

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高	—	7,642,737	7,642,737
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立 ※注			
剰余金の配当 ※注		△ 103,320	△ 103,320
当期純利益		52,960	52,960
自己株式の取得	△ 598,500	△ 598,500	△ 598,500
事業年度中の変動額合計	△ 598,500	△ 648,860	△ 648,860
平成19年3月31日残高	△ 598,500	6,993,877	6,993,877

※注 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 個別注記表

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | | |
|----------------------|---|--|
| ① 売買目的有価証券 | … | 決算末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。 |
| ② 保管有価証券 | … | 商品取引所施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。
利付国債証券
超長期・長期 額面金額の 80%
中期 額面金額の 85%
株券(一部上場銘柄) 時価の 70%相当額
倉荷証券 時価の 70%相当額 |
| ③ 関係会社株式 | … | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ④ その他有価証券
時価のあるもの | … | 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 |
| 時価のないもの | … | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | | |
|----------|---|---|
| ① 有形固定資産 | … | 定率法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | … | 定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用 | … | 定額法によっております。 |

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- | | | |
|-------------|---|---|
| ① 貸倒引当金 | … | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 退職給付引当金 | … | 従業員の退職給付に備えるため、年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。
ただし、年度末において適格年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、長期前払年金費用を計上しております。
なお、上記制度とは別に退職功労金について見込み額を計上しております。 |
| ③ 商品取引責任準備金 | … | 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。 |
| ④ 商品取引事故引当金 | … | 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づく「商品取引責任準備金」の他、顧客より損害賠償請求に伴う損失見積額を計上しております。 |

(6) 収益の計上基準

- | | | |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| ① 受取手数料 | … | 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。 |
| ② 商品売買損益
商品先物決済損益 | … | 取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。 |
| 商品先物評価損益 | … | 取引を時価評価したときに計上しております。 |

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

III. 会計方針の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日）を適用しております。当期末における、従来の資本の部の合計に相当する金額は 6,993,877 千円であります。

(2) 退職給付引当金の計上

当事業年度より、従来の年金制度に基づく退職給付引当金とは別に、退職功労金について「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）平成 17 年 3 月 16 日 最終改正 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号」に基づき退職給付引当金を計上しております。これにより、税引前当期純利益は 36,954 千円減少しております。

(3) 商品取引事故に係る引当金の計上

当事業年度より、商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、「商品取引責任準備金」の他、商品取引事故引当金を計上しております。これにより、税引前当期純利益は 161,504 千円減少しております。

IV. 貸借対照表等に関する注記

(1) 子会社に対する金銭債権債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

132,207 千円

(3) 主な外貨建資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	118,459 千円	(1,003 千 US\$)
差入保証金	17,478 千円	(148 千 US\$)

(4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産

① 担保資産の内訳

定期預金	1,780,000 千円
預託金	100,000 千円

対応する債務の内訳

短期借入金	160,000 千円
長期借入金	850,000 千円

商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額
400,000 千円

② 預託資産の内訳

取引証拠金の代用として、次の資産を(株)日本商品取引清算機構へ預託しております。

保管有価証券 632,536 千円

(5) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は、19,880 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づき、委託者資産保全措置額は 500,000 千円であります。

(6) 委託者未収金のうち、無担保委託者未収金は、1,547 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは、15,800 千円であります。なお、投資その他の資産の部に計上されているものは、15,800 千円であります。

(7) 商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

(8) 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(9) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高等は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 2,350,000 千円

借入実行残高 — 千円

差引額 2,350,000 千円

(10) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

V. 損益計算書に関する注記

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	4,913,882	千円
オプション取引	—	千円
商品ファンド	—	千円
合 計	4,913,882	千円

(2) 売買損益の内

商品先物決済損益	627,223	千円
商品先物評価損益	△81,003	千円
合 計	546,219	千円

(3) 雑収入の内 6,077 千円は、過年度の営業収益の計上もれ及びその資金を充当した事故解決金費用の計上もれの差額を当事業年度で計上したものです。

(4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日の発行済株式の総数 3,444,000 株(自己株式 285,000 株を含む)

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

① 平成 18 年 6 月 28 日開催の第 51 回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	103,320	千円
・ 1株当たりの配当金額	30	円
・ 基準日	平成 18 年 3 月 31 日	
・ 効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日	

② 平成 19 年 6 月 28 日開催の第 52 回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	94,770	千円
・ 1株当たりの配当金額	30	円
・ 基準日	平成 19 年 3 月 31 日	
・ 効力発生日	平成 19 年 6 月 29 日	

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、商品取引責任準備金否認額、商品取引事故引当金否認額、賞与引当金否認額及び退職給付引当金否認額であります。

VIII. リースによる使用固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している固定資産の主なものは、電話発信規制システム及び車両です。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は下記のとおりです。

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サントレード	所有 直接 100%	株主としての権利行使・助言・あっせんその他の援助	募集株式の引受 減資	200,000 125,000	関係会社株式	425,000
主要株主	株式会社 山三商会	被所有 直接 37.0%	株主としての権利行使・助言・あっせんその他の援助	自己株式の取得	598,500	自己株式	598,500

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	2,213	円 95 銭
1株当たり当期純利益	15	円 70 銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査報告書

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書について友朋監査法人により監査を受けており、平成19年5月30日付にて適法意見を受けております。

⑥ 財務比率

項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	540 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×101]	477 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	477 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	44 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	63 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	126 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	190 %

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(※)}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産額と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期的に支払期限の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

[追加情報]

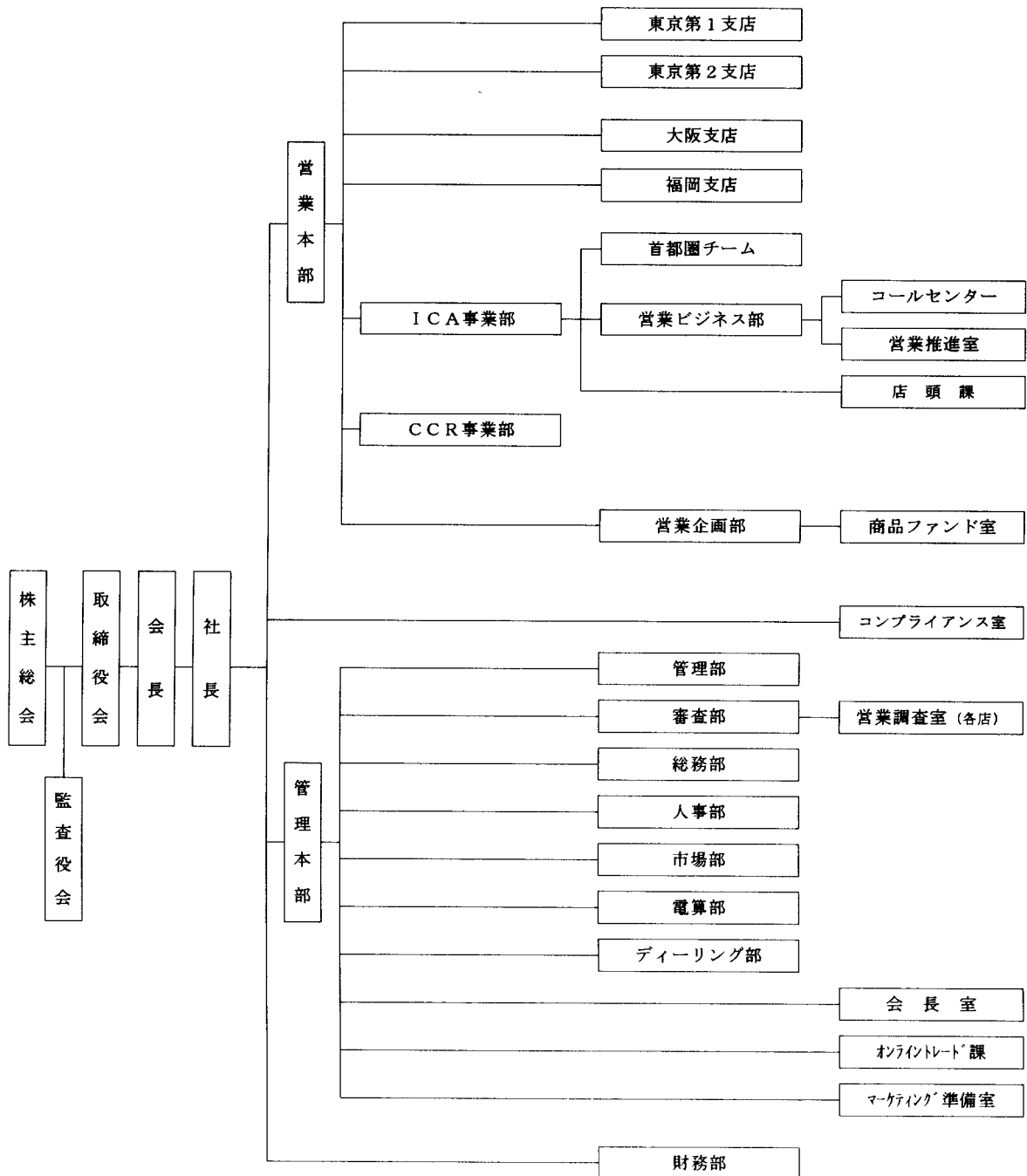
平成19年4月1日以降、次のとおりに変更されております

1. 会社の概況

④事業の内容

(1) 経営組織

- 平成19年4月1日 渋谷支店営業部を東京本部営業部に、ICA事業部西部チームを福岡支店営業部に統合する。
- 平成19年5月1日 業務本部にマーケティング準備室を新設する。
- 平成19年6月1日 ICA事業部関西チームを大阪支店営業部に統合する。
- 平成19年7月1日 東部事業部、西部事業部を廃止し、各支店は営業本部直轄とする。
企画部を営業企画部と改称し、営業本部の管轄とする。業務本部を管理本部と改称する。
管理部、審査部を管理本部の管轄とする。財務部を社長直轄とする。



⑧ 主要株主名 ※平成19年6月末現在

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社山三商会	1,265	40.0
桜井明	1,243	39.3
コムテックス従業員持株会	242	7.7
桜井 愷子	150	4.7
原田 浩二	24	0.8
桜井 一明	22	0.7
桜井 映子	22	0.7
桜井 恭子	22	0.7
桜井 優子	22	0.7
小 椋 洋	20	0.6

(注) 所有株式数の比率は、自己株式285千株を控除して計算しております。

⑨ 役員の状況 ※平成19年7月1日現在

役名及び職名	氏名 (生年月日)	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	桜井 明 (昭和13年1月19日生)	1,243
代表取締役 社長	小 椋 洋 (昭和30年1月30日生)	20
常務取締役 (営業本部長)	豊福 康介 (昭和38年7月1日生)	16
常務取締役 (財務部長)	吹田 初 (昭和25年10月29日生)	5
取締役 (管理本部長)	松岡 敏之 (昭和34年10月9日生)	-

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	所有株式数 (千株)
取 締 役 (営業副本部長)	阿 部 信 一 郎 (昭和36年1月10日生)	17
取 締 役 (市場部・電算部長・ マーケティング部長)	西 川 秀 行 (昭和33年12月21日生)	9
取 締 役 (企画部・人事部長)	佐 々 木 紳 (昭和30年6月29日生)	-
取 締 役 (非 常 勤)	安 藤 学 (昭和36年10月4日生)	15
監 査 役 (常 勤)	前 田 忍 (昭和26年1月2日生)	1
監 査 役 (社外監査役)	曾 我 乙 彦 (昭和12年9月3日生)	-
監 査 役 (社外監査役)	川 口 健 一 (昭和24年1月25日生)	-
計	12 名	1,326

- (注)1. 平成19年6月28日付で伊藤進氏が取締役を退任しております。
2. 平成19年6月28日付で田中成人氏が監査役を退任しております。
3. 平成19年7月1日付で松岡敏之が管理本部長に就任しております。
4. 平成19年7月1日付で阿部信一郎が営業副本部長に就任しております。
5. 平成19年6月27日付で安藤学はアテナFX㈱代表取締役役に就任し、7月1日付で当社非常勤取締役となっております。
6. 平成19年6月27日付で吹田初は㈱ユニテックス監査役を退任しております。
7. 所有株式の千株未満は切り捨てております。